

令和5年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針

令和4年7月29日
内閣総理大臣決定

1. 令和5年度の体制整備及び人件費予算の配分の方針

令和5年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）に掲げられた、成長と分配の好循環のための新しい資本主義に向けた改革に加え、厳しさを増す東アジア情勢等の国際環境の変化へ対応するための外交・安全保障や経済安全保障の強化、また、防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興、さらには治安・テロ対策等による国民生活の安全・安心の確保を含む、内外の環境変化への対応を推進するための体制を確保する。

あわせて、各府省においては、業務の見直し及び行政需要の変化を反映した人的資源の再配置等を通じて組織の自己改革を進める。なお、職員の安定的な採用、育成及び技能継承ができるよう中長期的な持続可能性にも留意する。

これらを通じて、内閣の重要政策への迅速かつ的確な対応等、政府全体として最適な体制を構築する。

また、業務効率化・デジタル化及びマネジメント改革等の徹底による長時間労働の是正などの働き方改革を確実に進めるとともに、中途採用の円滑化・リスクリングなど人材の戦略的な確保・育成に取り組むこととし、所要の体制整備等に取り組む。

令和5年度の国家公務員の人件費予算については、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）等を踏まえ、職員構成の高齢化等に伴う構造的な増加を抑制するとともに、既存体制を厳しく見直すこと等により、総額の増加を抑制しつつ、上記の観点で各府省における体制整備が確実に進められるよう配慮して配分する。

その際、国家公務員の給与改定に関する取扱い方針を踏まえるとともに、内閣人事局による機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定（指定職については号俸の格付。以下同じ。）についての各府省からの要求の審査結果を適切に反映する。

2. 各府省の要求等について

1. の方針を踏まえ、国家公務員の給与改定、各府省からの機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求については、具体的には、以下により行う。なお、各府省は、要求に当たり、証拠に基づく政策立案（EBPM）の視点にも留意する。

(1) 給与改定について

国家公務員の給与改定については、引き続き、毎年の人事院における検討を踏まえ、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を行った上で、その取扱いを決定する。

(2) 機構・定員及び級別定数について

各府省は、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に従い、次に掲げる方針に沿って所要の要求を行う。その際、時々ニーズに応じて機動的な対応を要するものについては、時限や見直し期限を活用した要求を行う。

① 機構については、既存機構の合理的再編成により対応することを基本とし、各府省は、既存機構の廃止要求と併せて新設要求を行う。

② 定員については、内閣人事局長通知に基づき、所要の定員合理化に取り組むとともに、時限が到来する時限定員は、原則として所要の減要求を行う。

既存業務の増大への対応は原則として各府省内の定員の再配置により対応するとともに、新たな行政課題についても、できるだけ再配置による対応に努め、新規増員の抑制を図る。

新規増員の要求(業務改革に伴う再配置を除く。)については、前段の取組により極力絞り込み、内閣の重要政策に係る取組を推進する体制の整備に重点化することとし、こども家庭庁、次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能など新設組織に係るもの、東日本大震災からの復興関連など時限のもの、海上保安体制及び水際対策を含むC I Q(税関・出入国管理・検疫)に係るものを除き、前年度要求数と同数以下となるよう、厳しく抑制する。

③ 新規の機構の新設改廃及び定員の増減員に伴い必要となる級別定数の設定及び改定については、定員の合理化も含めた機構及び定員の整備を効果的に支え、組織構造としてバランスのとれたものとなるよう、これらの要求と一体的・総合的な要求を行う。

また、既存の指定職の号俸及び本省管理職相当職以上の級別定数の切上げ要求については、職務の複雑、困難及び責任の度合いがそれにふさわしいものとなっているのか十分に精査し、その数を厳しく抑制する。他の職員についても、職員の年齢構成の変化やそれに伴う職務の変化等を十分に精査した上で要求を行う。

④ デジタル原則に基づく行政サービスの見直しや、政府や社会のデジタルトランスフォーメーション、集中的な統計改革を推進するための体制整備に当たっては、民間人材を含めた人員の機動的・柔軟な確保ができるように留意する。

⑤ 外交実施体制の整備に当たっては、在外公館等における人材の外国語能力の確保・向上等に努めるほか、既存の公館について業務の効率化やデジタル化等に取り組み、必要性が高まっている地域に資源を重点的に配分するように留意する。

⑥ 社会経済情勢や国際情勢等の急速な変化に対応し、政府の政策対応能力を一層向上させるため、専門スタッフ職制度の活用を図ることとする。特に、極めて高

度の専門性を有する人材が必要とされる特定の行政分野においては、行政組織の膨張抑制に留意しつつ、高位の専門スタッフ職の要求を行う。

- ⑦ 令和5年度から、国家公務員の定年の段階的引上げとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制が導入されることから、「国家公務員の定年引上げに向けた取組指針」（令和4年3月25日人事管理運営協議会決定）に基づき、シニア職員の具体的な職務内容や若年層等の職員との職務分担等の検討を行い、所要の要求を行う。

3. 業務の抜本的な見直しへの対応等

各府省において、現場業務の実態把握を踏まえた業務の抜本的な見直しの取組が着実に定着していくよう、内閣人事局は各府省における業務見直しの実施体制の整備及び当該取組を支援するものとする。

また、国家公務員のワークライフバランス推進のための定員について、各府省においては、職員が産前・産後休暇、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、介護休暇等を取得する場合に、その積極的な活用を図るとともに、内閣人事局はその活用状況等を踏まえて必要な措置を行うなど、働き方改革を後押しする取組を推進する。

4. 要求期限等

機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求に当たっては、8月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って行うものとする。